

仙台市安全安心街づくり基本計画

【概要版】

(令和3年度から令和7年度まで)

令和3年 3月
仙 台 市

目 次

| | |
|------------------------------|---|
| 1 計画の基本的な考え方 | 1 |
| 2 本市における安全安心の現状と課題 | 2 |
| 3 基本理念と計画目標 | 5 |
| 4 安全安心街づくりを推進するための施策 | 7 |
| 5 計画の推進イメージ | 8 |
| 6 各区安全安心街づくり活動推進モデル地区の取り組み状況 | 9 |

1 計画の基本的な考え方

計画の目的

仙台市安全安心街づくり条例に基づき、安全安心の街づくりの観点から、自主的な防犯活動への支援を通じて、市民と一緒に地域の防犯力を高め、「犯罪の機会を与えない」、「犯罪をつくりださない」環境を整備し、市民が安全で安心して暮らせる街の実現を図ることを目的とします。

計画期間

5年間（令和3年度から令和7年度まで）

計画の位置づけ

本計画は、仙台市安全安心街づくり条例に基づいて、安全安心街づくりを総合的に推進するための計画です。

仙台市では、安全安心の分野以外にも様々な計画を策定し、各種施策を展開していますが、本計画は市民の安全安心に関連する他の分野とも連携を図っていきます。

本計画は、仙台市基本計画を上位計画とし、本市の分野別の諸計画との整合を図ったものとします。

計画とSDGsとの関連

SDGsとは、平成27（2015）年の国連サミットにおいてすべての加盟国により採択された令和12（2030）年までの持続的な開発目標であり、17のゴール、169のターゲットを定めています。本計画では、仙台市安全安心街づくり条例の基本理念、本計画に定める施策を推進することにより、SDGsに掲げられた関連するゴール達成への寄与を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



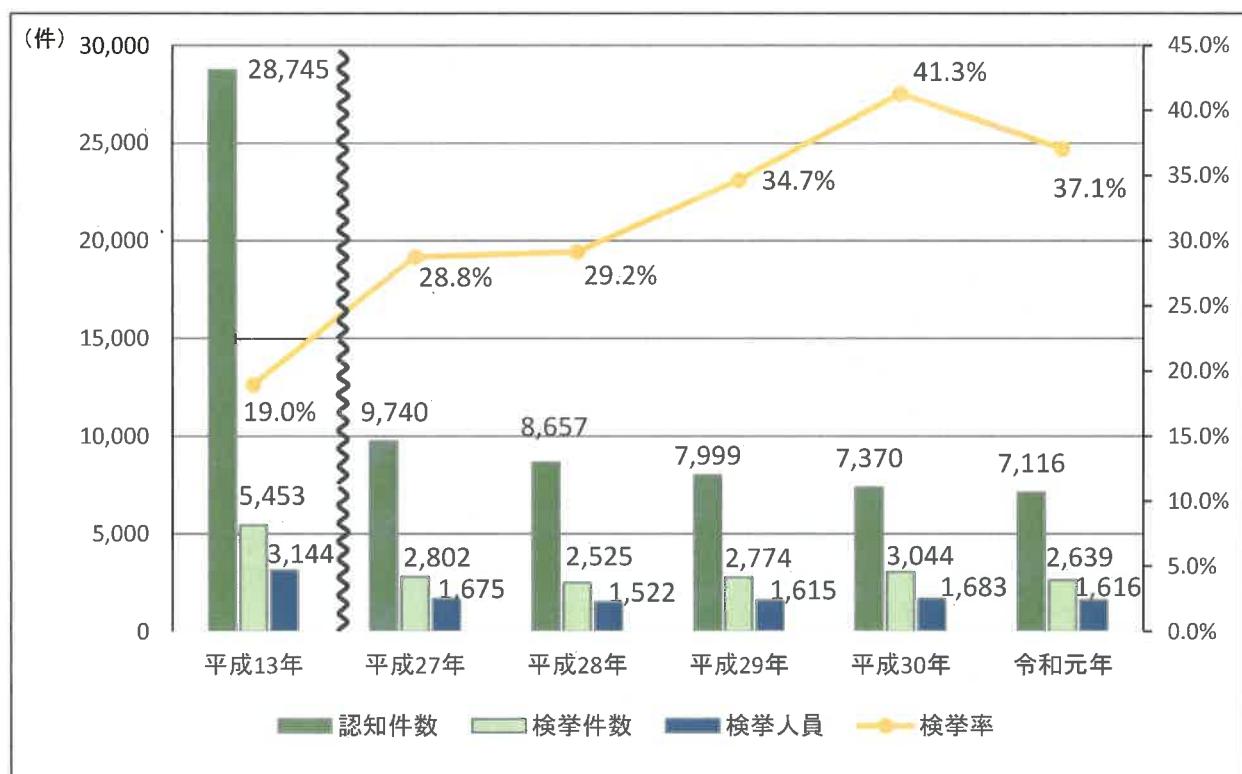
2 本市における安全安心の現状と課題

仙台市内の刑法犯認知件数の推移

市内の刑法犯認知件数(※1)は、前計画策定時点の平成27年の9,740件から、令和元年は7,116件に減少しました。これは、平成13年のピーク時(28,745件)の24.7%(約4分の1)まで減少している状況です。

犯罪の罪種別で見ますと、全体の約72%を窃盗犯が占めており、市民生活における身近なところでの犯罪が多く発生しています。

〈仙台市内の刑法犯認知件数、検挙件数等の推移〉



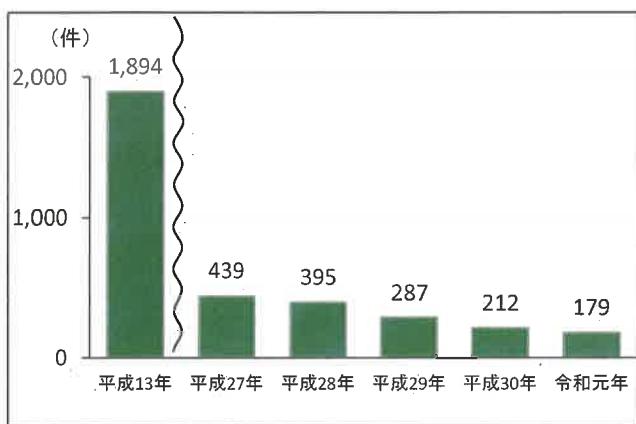
子ども、女性、高齢者の犯罪被害状況

子ども、女性が被害者となる犯罪認知件数は減少傾向にありますが、高齢者が被害者となる同件数は、近年増加傾向にあります。

全体に対して高い割合を示す窃盗犯を除くと、女性では知能犯・粗暴犯に続き、強制わいせつなどの性的犯罪を含む風俗犯の被害割合が高くなっています。

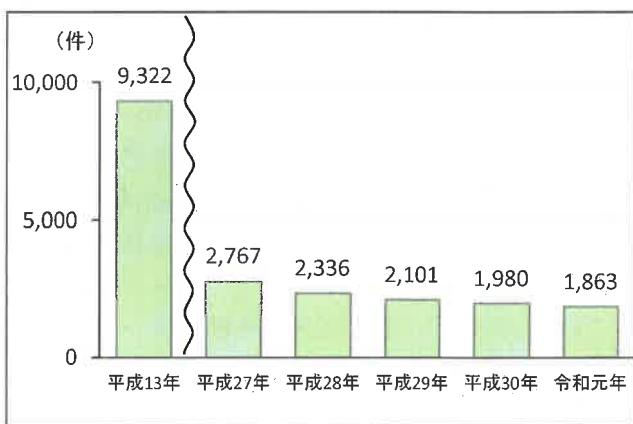
高齢者では、詐欺などの知能犯の割合が他に比べて高く、特殊詐欺被害の認知件数は減少傾向ですが、被害金額は1億5千万円を超え、多大な被害が生じています。また、子どもを対象とした声かけ・つきまとい等や、「宮城県子どもを犯罪の被害から守る条例」に該当すると思われる事案が依然として発生しております。

〈仙台市内の子どもが被害者となる
刑法犯認知件数の推移〉

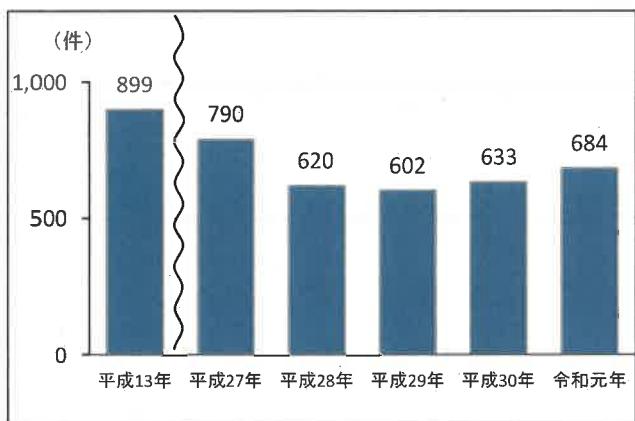


※「子ども」は15歳以下

〈仙台市内の女性が被害者となる
刑法犯認知件数の推移〉

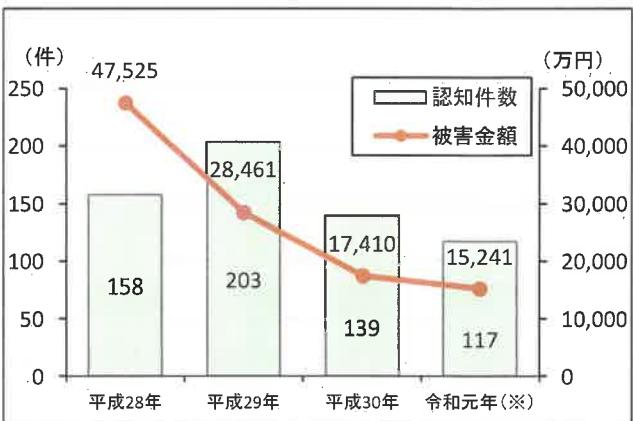


〈仙台市内の高齢者が被害者となる
刑法犯認知件数の推移〉



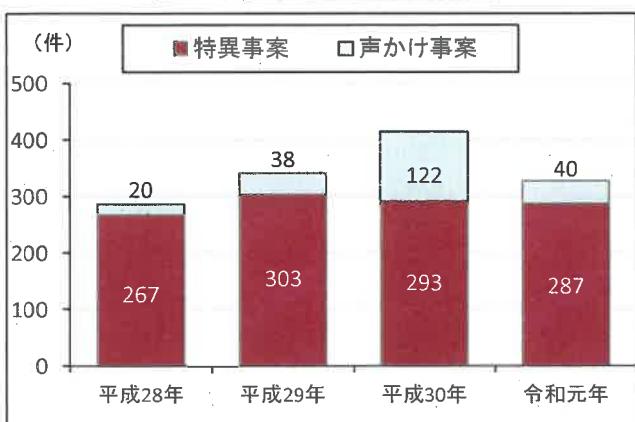
※「高齢者」は65歳以上

〈仙台市内の特殊詐欺被害状況〉



※R1は「特殊詐欺と同視し得る窃盗」を含む

〈仙台市内の子どもを対象とした
声かけ事案等の発生状況〉



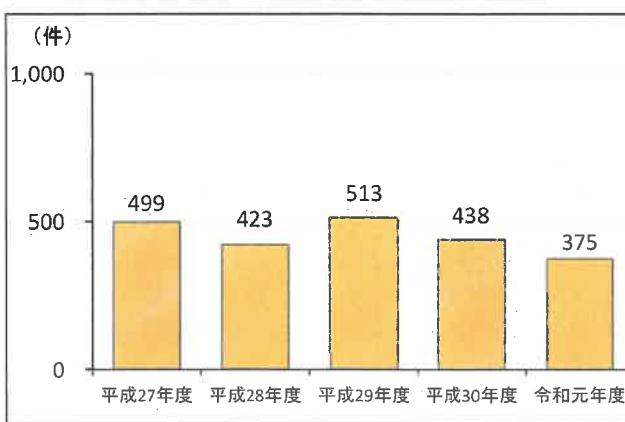
※「子ども」は13歳未満

※声かけ事案・・声かけ、つきまとい

※特異事案・・公然わいせつ、のぞき、痴漢・盗撮等の卑わいな言動、

暴行、「宮城県子どもを犯罪の被害から守る条例」違反等

〈仙台市配偶者暴力相談支援センター事業における
「女性への暴力相談電話」件数の推移〉



(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に仙台市市民局で作成、「女性への暴力相談電話」件数の推移は仙台市市民局作成)

今後の安全安心街づくりの課題

市内では、刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、市民の身近で犯罪や犯罪の予兆となる事案が依然発生しており、市民の生命や財産を脅かす状況は続いています。

また、市民意向調査等から、社会情勢の変化による地域コミュニティの希薄化や少子高齢化等による防犯の担い手不足に伴う防犯活動低下の懸念、多様化する犯罪に対する不安が高まっていることや、防犯に必要な情報の提供、関係機関への更なる防犯対策の強化などが、市民の意識として浮かび上がってきました。

これらの現状や様々な意見を踏まえ、次期計画における特に重点とすべき課題として、次の3つを挙げることとします。

重点課題1 特殊詐欺等に対する取り組み

市内における振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害は、本計画をはじめとした啓発・被害防止キャンペーンの取り組み及び警察の取り締まり等により、被害件数・被害金額とも減少傾向を示す一方で、その手口は年々複雑化・巧妙化しており、令和元年は認知件数が117件、被害金額は約1億5,241万円に上っております。依然として大きな被害が生じています。令和元年の本市における特殊詐欺（これと同視し得る窃盗を含む）発生件数は、県内の約半数を占めており、今後の計画においても引き続き対策を講じる必要があります。

重点課題2 子ども、女性、高齢者等の防犯対策

市内における刑法犯認知件数は減少傾向を示していますが、子ども、女性、高齢者等が被害者となる犯罪は、市内でも未だに多く発生しています。

子どもを対象とした声かけ・つきまとい等の事案は、重大な犯罪の前兆となる恐れがあるほか、女性に対しては強制わいせつ等の風俗犯、高齢者に対しては詐欺等の知能犯の被害が、その代表的なものとして多く確認されており、各世代や特徴に応じた防犯対策を周知し、市民一人ひとりが実践していくことが重要です。

重点課題3 人的連携や環境づくりによる地域防犯活動の推進

昨今、国民一人一人のライフスタイルや価値観の多様化、核家族化、高度情報化の進展などにより、地域コミュニティにおける住民同士のつながりが希薄化し、防犯を含む地域活動の参加者は減少傾向にあり、地域団体や関係機関相互の連携・協力体制の構築による持続的活動の維持が大きな課題となっています。

今後将来にわたって地域防犯活動を維持していくためには、自主防犯組織をはじめ、町内会、学校、警察、行政等の関係機関同士の緊密な連携と、公共スペースの適切な管理及び防犯設備の設置・活用等を行うことにより、犯罪を生み出さない環境づくりを進める必要があります。

3 基本理念と計画目標

基本理念

市民が安全で安心して暮らせる街 仙台の実現

【基本目標1】

市民一人ひとりの防犯意識の向上

市民の身近で起こり得る犯罪は更に複雑化・巧妙化する傾向にあります。犯罪から身を守るために、市民一人ひとりが高い防犯意識を持ち、犯罪に関する有効な対処法や最新の犯罪情勢などの正しい知識や情報を習得し、日頃から主体的に防犯対策を講じていくことが重要です。特に、犯罪のターゲットとなりやすい子ども、女性、高齢者等に対しては、地域全体で連携し、市民全体の防犯意識の醸成を支援していきます。

また、犯罪やその起因となる迷惑行為を防ぎ、日常生活における安心感を高めるため、多様な媒体を活用して防犯知識や最新情報を入手しやすい仕組みづくりを進めるとともに、社会生活の正しいルール・マナーの習得と規範意識の向上を図ります。

【基本目標2】

地域や防犯関係団体による持続的な防犯活動の増進

防犯団体やその活動を市民に幅広く周知するとともに、防犯活動に対する市民の関心を高め、防犯活動への参画意欲向上の取り組みを推進します。

更に、自主防犯活動をはじめ、各防犯団体、町内会、学校、警察などの関係機関との連携・交流の機会を創出することで地域の防犯活動に従事する住民の士気を高め、地域一体での持続的な防犯活動を促進します。

また、犯罪被害に遭った方々に対しては、その権利、利益の回復と平穏な生活を取り戻すため、関係機関からの必要な支援が受けられるよう取り組みを行います。

【基本目標3】

犯罪や迷惑行為が起こりにくい地域環境の実現

様々な犯罪被害の未然防止には、市民個人や地域の防犯活動などの対策に加え、犯罪を起こすきっかけをつくらない街の環境を整備することが非常に有効となります。

市民の身近な生活環境の防犯性を高めることや、環境美化活動等による街の美化を図るなど、犯罪が起こりにくい環境づくりを進めます。

また、市民への様々な迷惑行為を放置することは、軽微な犯罪を生み、それが重大な犯罪へとつながる危険性を孕んでいます。各迷惑行為防止の取り組みを推進し、犯罪を誘引するきっかけの減少に努めます。

成果目標

基本目標に関連し、計画期間内に実施する取り組みの成果を評価するため、次の2つを本計画における「成果目標」として設定するものとします。

成果目標1

市内の刑法犯認知件数等の減少

(令和元年) 7,116件 → (令和7年) 4,600件

⇒そのうち、特殊詐欺の発生件数の減少

(令和元年) 117件 → (令和7年) 80件

⇒(関連) 子どもを対象とした特異事案(※)の発生件数の減少

(令和元年) 287件 → (令和7年) 180件

※公然わいせつ、のぞき、痴漢・盗撮等の卑わいな言動、暴行、「宮城県子どもを犯罪の被害から守る条例」違反等に関して宮城県警察に通報のあった案件

※令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響により特異な数値となっていることから成果目標の設定にあたっては、令和元年の数値を基準とする。

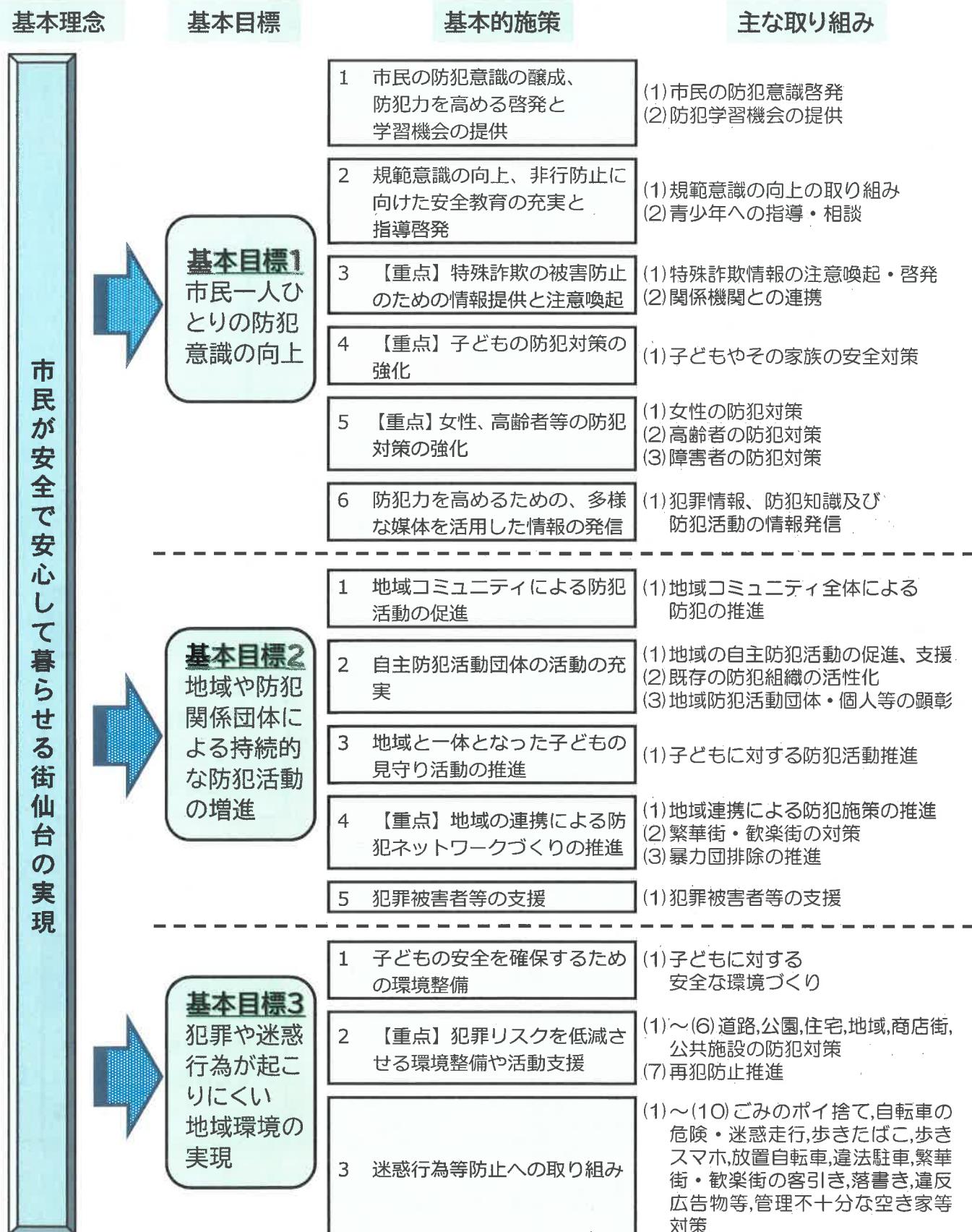
成果目標2

防犯活動に参加又は参加意欲のある市民の増加

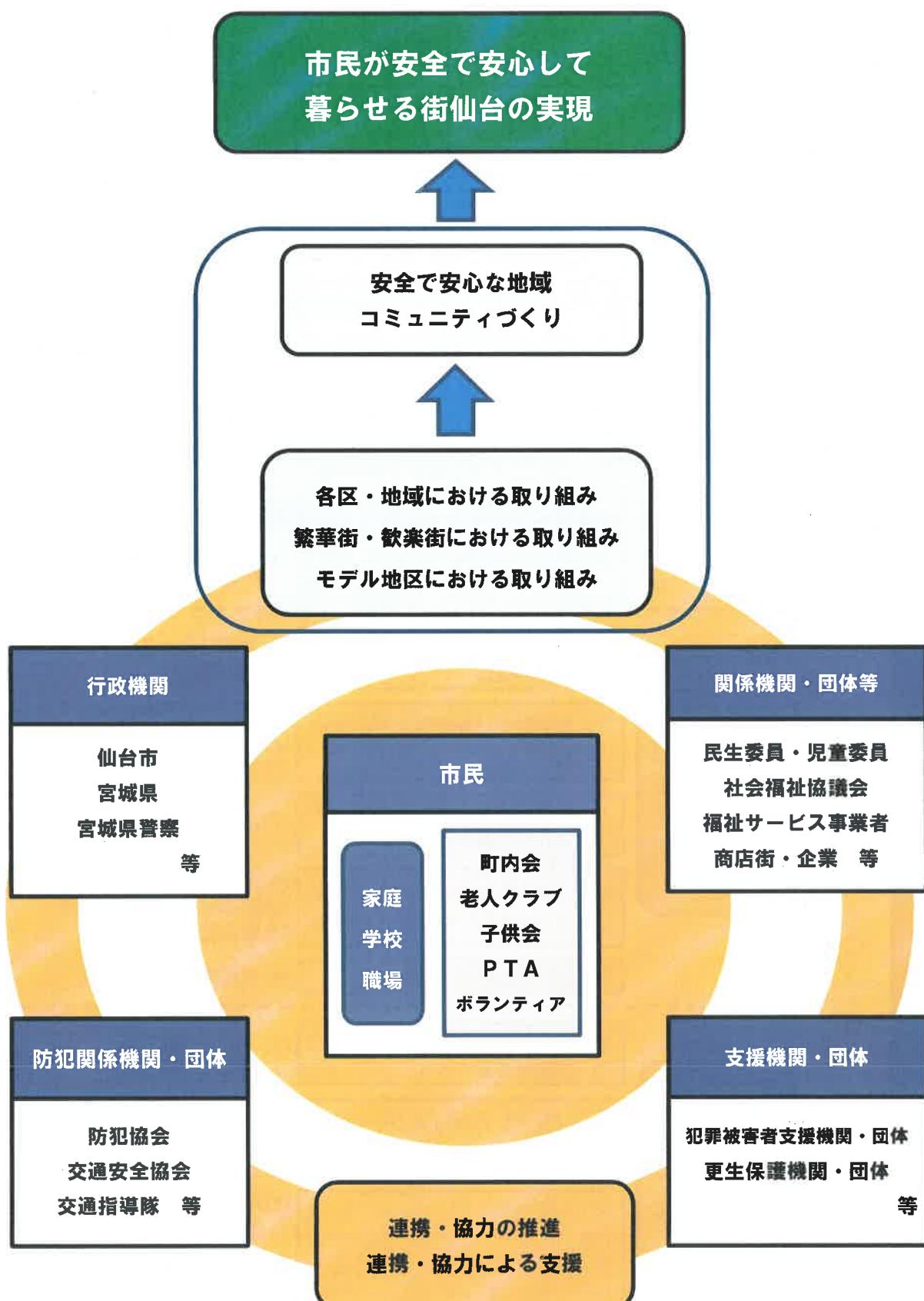
(令和2年) 50.2% → (令和7年) 60%以上

4 安全安心街づくりを推進するための施策

施策の体系



5 計画の推進イメージ



6 各区安全安心街づくり活動推進モデル地区の取り組み状況

【青葉区】(亀岡地区)
「防犯啓発キャンペーン」



【太白区】(郡山地区)
「防犯コンサート」



【宮城野区】(原町地区)
「原町まちづくり活性化協議会」



【泉区】(将監地区)
「振り込め詐欺防止啓発」



【若林区】(薬師高砂堀通り周辺地区)
「定期防犯パトロール」



仙台市安全安心街づくり基本計画（第4期）【概要版】
(令和3年度から令和7年度まで)
令和3年3月発行

編集・発行 仙台市市民局
生活安全安心部市民生活課
住 所 〒980-8671
仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
電 話 022-214-6148
Eメールアドレス sim004110@city.sendai.jp